

個人情報保護規程

第1章 総則

第2章

(目的)

第1条 この規程は、定款第53条の規定に基づき、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報を安全かつ適正に管理・運用をすることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、各用語の定義は次の通りとする。

(1) 法

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）

(2) 個人情報（法第2条第1項）

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。
- ② 個人識別符号が含まれるもの。

(3) 個人識別符号（法第2条第2項）

当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

(4) 個人情報データベース等（又は個人情報ファイル）（法第2条第4項）

個人情報を含む情報の集合物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。
- ② コンピュータを用いない場合であって、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、容易に検索することができる状態に置いているもの。

(5) 個人データ（法第2条第6項）

個人情報データベース等（以下、個人データには個人情報データベース等を含む。）を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ（法第2条第7項）

本機構が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであって、法令で定めるものの以外のものをいう。

(7) 要配慮個人情報（法第2条第3項）

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(8) 本人（法第2条第8項）

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(9) 従業者

評議員、理事、監事及び本機構の指揮監督を受けて本機構の業務に従事している者をいう。

第2章 安全管理措置

第1節 総則

(安全管理措置)

第3条 本機構は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

2 安全管理措置の実施は、別に定める「個人情報安全管理細則」（以下「安全管理細則」という。）の取扱いに従う。

第2節 組織的安全管理措置及び人的安全管理措置

(個人情報取扱責任者)

第4条 本機構は、総務部長を個人情報取扱責任者とする。

2 個人情報取扱責任者は、次の各号の権限と責任を有する。

(1) 個人データの取扱いの統括

(2) 個人データが本機構諸規程に基づき適正に取り扱われるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督、啓発、教育研修の実施

(3) 個人データの取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくは本機構諸規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合の対応

(4) 保有個人データに関する事項の通知等の手続の決定

(5) 苦情処理のために必要な体制の整備

(各部長の責務)

第5条 各部長は、当該部における個人データを適切に管理する任に当たる。

2 各部長は、当該部における個人データの取扱いに関し、法令若しくは本機構諸規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合は、直ちに個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

(従業者の責務)

第6条 従業者は、本機構が管理する個人情報について、本機構の業務に従事している間だけでなく、退職後も、他の従業者又は本機構外の者その他の第三者に開示漏えいしてはならず、自己のため又は第三者のために使用してはならない。

2 従業者は、本機構が決定した方針に基づく研修を受けなければならない。

3 従業者は、個人データの取扱いに関し、法令若しくは本機構諸規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合は、直ちに部長又は個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

(事故等への対処)

第7条 個人情報取扱責任者は、個人データの取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくは本機構諸規程に違反す

る行為の発生を確認した場合は、その旨及び調査結果を理事長に報告し、当該情報の性質及び被害の程度を勘案し、適切な対応を実施する。

第3節 物理的安全管理措置

(物理的安全管理措置)

第8条 本機構は、安全管理細則に従い、個人データの盗難の防止等の、個人データに対する物理的な安全管理措置を講ずる。

第4節 技術的安全管理措置

(技術的安全管理措置)

第9条 本機構は、安全管理細則に従い、個人データ及びこれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等の、個人データに対する技術的な安全管理措置を講ずる。

第3章 個人情報の管理

第1節 取得

(個人情報の利用目的の特定)

第10条 本機構は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的を別表のとおりとする。

2 個人データを第三者に提供する場合は、前項により特定する利用目的においてその旨を特定しなければならない。

3 第1項により特定した利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の適正な取得)

第11条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(要配慮個人情報の取得等の制限)

第12条 要配慮個人情報については、法第17条第2項に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、取得、利用又は第三者提供をしてはならない。

(個人情報をも本人から直接取得する際の利用目的の明示)

第13条 本人から直接個人情報を取得する場合は、法第18条第4項に定める場合を除き、個人情報を取得する前に、本人に対して、書面（電磁的記録も含む。）により、特定した利用目的を明示しなければならない。

(個人情報の利用目的の通知・公表)

第14条 前条に定める場合以外の方法で個人情報を取得する場合は、あらかじめ特定した利用目的を公表し、あらかじめ公表できない場合は、取得後速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

3 前2項の規定は法第18条第4項に定める事項に該当する場合は、適用しない。

第2節 利用及び保存

(個人データの正確性の確保)

第15条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(個人情報の利用目的による制限)

第16条 個人情報は、原則として、あらかじめ特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、取り扱ってはならない。

2 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ、本人の同意を得なければならない。

3 前2項の規定は、法第16条第3項に定める事項に該当する場合は、適用しない。

第3節 提供

(個人データの第三者提供の制限)

第17条 個人データは、原則として第三者に提供してはならない。

- 2 個人データを第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 3 前項の規定は、法第23条第1項および第5項に定める事項に該当する場合は、適用しない。

第4節 削除・廃棄

(個人データの削除・廃棄)

- 第18条 本機構が個人データを利用する必要がなくなったときは、安全管理細則に定める方法により、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 2 個人情報に記載された書類等について、法令により一定期間の保存が義務付けられている場合は、前項の規定にかかわらず、その期間は当該個人情報を保管しなければならない。

第4章 保有個人データに関する事項の通知等

(保有個人データの開示請求)

- 第19条 本人又は代理人から、当該本人が識別される保有個人データの開示請求がなされた場合は、原則として請求がなされた日から2週間以内の開示等の通知を本人に対して行う。
- 2 前項にかかわらず、法第28条第2項に定める事項に該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(保有個人データの訂正等の請求)

- 第20条 本人又は代理人から、当該保有個人データの訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を請求された場合は、訂正等を行う必要があれば訂正等を行い、原則として請求がなされた日から2週間以内に訂正等の通知を本人に対して行う。

(保有個人データの利用停止、第三者提供の停止の請求)

- 第21条 本人又は代理人から、保有個人データの利用の停止又は消去を請求された場合、及び当該保有個人データの第三者提供の停止を請求された場合(以下、利用

の停止又は消去及び第三者提供の停止をあわせて「利用停止等」という。)には、利用停止等の請求に合理的な理由があることが判明した場合には、原則として2週間以内に利用停止等の通知を本人に対して行う。

第5章 苦情処理

(苦情の処理)

第22条 個人情報の取扱いに関する苦情・相談の窓口業務は、総務部が担当するものとする。

2 個人情報取扱責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。

第6章 その他

(罰則)

第23条 本機構は、本規程に違反した職員に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の従業者に対しては、契約又は法令に照らして決定する。

(改正)

第24条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 個人情報の取扱いに関する規程（平成19年1月4日施行）は、廃止する。

別表

個人情報の利用目的

本機構で取得した特定個人情報を除く個人情報は、以下の目的のために利用する。

- (1) 行政機関等と締結した契約の履行に関する業務及び契約締結先との連絡に関する事務を行うため
- (2) 出版物の送付に関する事務及び送付対象者との連絡に関する事務を行うため
- (3) 下水道に関する(定款第4条に規定する事業内容を対象とします)質問・意見への回答等の対応業務を行うため
- (4) 本機構が実施する研修の案内・実施等事務手続及び研修講師への受講予定者の開示、受講予定者及び研修受講者情報の保管、申込状況等の統計分析等のため
- (5) インターネットサービスに関する事務及び利用対象者との連絡に関する事務を行うため
- (6) 業務の紹介又は案内を行うため
- (7) 役・職員等の連絡、人事管理等のため
- (8) その他本機構の事業に付帯・関連する事項のため